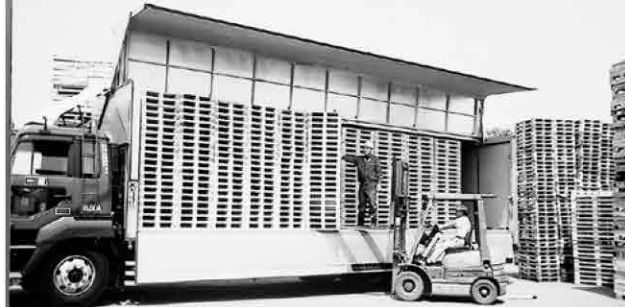




製紙パレット機構

回収促進へ紙販売業界に期待

製紙パレットの共同による無償回収を目的に設立された(株)製紙パレット機構は、パレットの回収率向上に向けたさまざまな施策に取り組んでいる。かねてチラシ(写真右)の作成や、印刷・物流業界紙への記事・広告掲載など、積極的なアピールに努めてきた。



同社の前身は、1973年に製紙会社が共同で、*木材資源の愛護 *流通合理化促進のためのパレットプールシステムの推進——を目的に設立した「製紙パレット共同回収機構」で、76年に事業の多角化を図るため、現会社が発足した。株主は王子物流(王子グループ)、日本製紙、北越コーポレーション、三菱製紙、中越パルプ工業、特種東海製紙、大興製紙の計7社。このほか、大王製紙や丸住製紙、レンゴーなど計30社が共同回収会社として参加している。

製紙パレットは、製紙工場で生産された平判の紙・板紙製品を、主に木製の台に載せ需要家へ納入する際の台。回収の流れは、製紙会社から出荷された製品が印刷、紙器、紙製品などの紙需要家に荷送され、空になったパレットが発生すると同社の指定会社が無償で回収する。回収した製紙パレットは仕分けデポに持ち込まれ、製紙メーカーや工場別に仕分け・選別された

後、各メーカー指定の返送拠点に配送する仕組み(写真上)。

製紙パレットの特徴は、大半が木製で、平判製品ごとにパレットの大きさが異なり、規格パレットが少ない。現在、日本工業規格(JIS)のパ

レットは、T11型(1,100×1,100mm)とT12型(1,200×1,000mm)を標準規格としている。

この製紙パレットの所有者は本来、製紙メーカーであり、需要家は紙を荷受けした後、速やかに返却しなければならない。ところが「ここ数年の回収率は6割ほどで、横ばい状態となっているのが実情」(岩田憲明/製紙パレット機構社長)だという。

回収率が上がらない理由としては、全国的な紙商流の複雑さもあるが、*需要家が品代にパレット代も含まれていると勘違いし、製紙パレットは回収品という認識がない *製紙パレットの所有者はパレット側面に記載された製紙メーカー・工場だという意識が少ない——などがある。また、製紙パレットを無断で使用もしくは転売した場合、不正流用に当たり違法とみなされるが、この違法であるという認知度の低さなども、回収率に影響を与えている。

取引先の中にはパレットを転売したり、無断で印刷物や自社製品の荷送

用利用したりする事業者も後を絶たない。「まずは、製紙パレットの無断使用や転売は違法であり、さらに当社が全国規模で無償回収している点を周知徹底することが目下の課題」(岩田社長)だとしている。

これまで同社は、最大の紙需要家である印刷会社や物流会社に向けて、製紙メーカーと一体となりパレット回収のアナウンスを実施してきたが、「今後は実際に最前線で紙を販売していただいている紙代理店・卸商の方々に、製紙パレット回収の大切さを十分ご理解いただき、日常の商談においてもご説明いただくことの重要性を痛感している」という。

近年は、ドライバー不足の問題などを背景にホワイト物流推進企業が増えているのに伴いパレットの不正流用も増加してきたが、木材価格の高騰に伴い不正流用の増加が危惧されることから、製販一体となって強力に不正流用防止を訴えていく必要がある。

「最近では、製紙メーカーや大手代理店の営業担当者が弊社制作のチラシを取引先などに持参し、説明した先から少しずつだが製紙パレットを返却する事業者も増え始めた。今後も紙代理店や卸商の方々の協力をいただき、製紙パレットの健全な回収と利用を推進していきたい」と同社は期待を寄せる。

株製紙パレット機構 ☎03-3248-4857